令和８年函審第７号

裁　　決

漁船Ａ消波ブロック衝突事件

受　審　人　a

職　名　Ａ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和７年１２月１０日０４時３５分

北海道歯舞漁港

２　船舶の要目

船　種　船　名　漁船Ａ

総　ト　ン　数　４．９トン

登　録　長　１２．７３メートル

機 関 の 種 類　ディーゼル機関

漁船法馬力数　４５０キロワット

３　事実の経過

(1)　構造及び設備等

Ａは、平成１７年１１月に進水し、かれい刺し網漁業に従事する一層甲板型のＦＲＰ製漁船で、船首部甲板下に魚倉、船体中央部やや船尾寄りに操舵室、同室に連続して機関室を配し、操舵室には、前面に窓枠によって３分割された旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央に舵輪、磁気コンパス及び自動操舵装置、その左舷側にＧＰＳプロッター、レーダー及び魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置及び機関回転計、後方に操縦席をそれぞれ備えていた。

(2)　歯舞漁港の状況

歯舞漁港は、根室半島先端付近の南岸に位置する南東方に開いた港で、港内には、北東部の船揚場から１６４度（真方位、以下同じ。）方に２５０メートル延びた後、南西方に屈曲して２２０度方に２１０メートル延びる東側の防波堤（以下「東側東防波堤」という。）、及び同防波堤南端北方沖合から２５１度方に４０メートル延びる西側の補助防波堤（以下「西側東防波堤」という。）で構成された東防波堤、南西部の船揚場北東方沖合１１０メートルのところから０４２度方に３２０メートル延びた後、東方に屈曲して０６７度方に２００メートル延びる西側の防波堤（以下「西側南防波堤」という。）、及び同防波堤東端南西方沖合から１０２度方に２００メートル延びる東側の防波堤（以下「東側南防波堤」という。）で構成された南防波堤がそれぞれ築造され、東側東防波堤南端及び東側南防波堤東端によって形成された間口が東方に開いた幅員１００メートルの出入口（以下「港口」という。）を形成し、東側南防波堤東端には、毎４秒に緑色１閃光を発する光達距離が５海里で、灯高１３メートルの歯舞港南防波堤外灯台が、対岸のハボマ

イモシリ島には、毎５秒に白色１閃光を発する光達距離が８海里で、灯高２２メートルのハボマイモシリ島灯台がそれぞれ設置されていた。

(3)　受審人の経歴等

ａ受審人は、（一部省略）平成１７年１１月Ａを取得し、歯舞漁港を基地に、同港南方沖合約１２海里の漁場で、年間２００日程度操業していた。

(4)　本件発生に至る経緯

Ａは、ａ受審人ほか２人が乗り組み、操業の目的で、船首０．２メートル船尾１．８メートルの喫水をもって、令和７年１２月１０日０１時３０分歯舞漁港を発し、同港南方沖合約１２海里の漁場に向かった。

ａ受審人は、歯舞漁港南方沖合を南下し、０３時００分前示漁場に到着したものの、荒天模様であったことから、操業を断念して帰途に就き、いずれもノースアップ表示で、０．６海里ないし１５海里レンジ設定としたレーダー２台及び６海里ないし８海里レンジ設定としたＧＰＳプロッターをそれぞれ作動させ、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、０４時１１分ハボマイモシリ島灯台から１５９．５度３．５８海里の地点で、レーダー画面に歯舞漁港を探知するようになり、針路をハボマイモシリ島西端西方沖合３００メートルの予定転針地点に向く３３６度に定めて自動操舵とし、機関を半速力前進にかけ、１０．０ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

針路を定めたとき、ａ受審人は、帰途に就いた安堵感から眠気を催したが、港口まで僅かの距離となったので、入航するまでの短時間で居眠り運航に陥ることはないものと思い、操縦席から立ち上が

って操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、ａ受審人は、同じ姿勢で操船するうち、いつしか居眠りに陥り、０４時３２分半僅か前ハボマイモシリ島灯台から２４８度３６０メートルの地点で、予定転針地点に至ったものの、転針することなく、東側南防波堤まで７８０メートルのところとなり、その後同防波堤に向首接近する状況で進行中、０４時３５分ハボマイモシリ島灯台から３１０．５度８７０メートルの地点において、Ａは、原針路、原速力のまま、その船首部が東側南防波堤東端付近南側の消波ブロックに衝突した。

当時、天候晴れで、風力４の西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じ、甲板員１人が左変形性膝関節症を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件消波ブロック衝突は、夜間、歯舞漁港南方沖合において、漁場から同漁港に向けて帰航する際、居眠り運航の防止措置が不十分で、東側南防波堤東端付近南側の消波ブロックに向かって進行したことによって発生したものである。

ａ受審人は、夜間、歯舞漁港南方沖合において、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、漁場から同漁港に向けて帰航中、帰途に就いた安堵感から眠気を催した場合、居眠り運航に陥ることのないよう、操縦席から立ち上がって操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、港口まで僅かの距離となったので、入航するまでの短時間で居眠り運航に陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠

りに陥り、東側南防波堤東端付近南側の消波ブロックに向かって進行して同消波ブロックに衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせ、甲板員を負傷させるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月２日

函館地方海難審判所

審 判 官　　菅　　生　　貴　　繁